



平成30年度 民間企業等職務経験者を対象とした 神 埼 市 職 員 採 用 試 験 案 内

平成30年11月26日
佐賀県神崎市 総務企画部 総務課

神崎市では、民間企業等で培われた専門知識、豊富な経験及び経営感覚を神崎市のために役立てたいという意欲にあふれ、市政への即戦力として活躍できる人材を求めています。

受付期間 平成30年12月3日（月）～平成30年12月19日（水）
試験方法 第1次試験 書類選考
第2次試験 第1部 作文試験、適性検査
第2部 面接試験

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務E	2名	一般事務（会計事務等）
一般事務F	数名	一般事務（国際交流、観光、その他業務等）
管理栄養士	1名	一般事務（食育等の健康増進、保育園・学校給食の献立・調理業務等）
土 木	3名	一般事務（道路・都市計画事業等に関する計画・設計・施工管理等）
建 築	数名	一般事務（建築及び道路・都市計画事業に関する計画・設計・施工管理等）

※ 配属に当たっては、これまで培ってきた知識、経験等を活かした職務をはじめ、能力、適性、実績を活かして幅広い職務分野に配置されます。

※ 採用予定人数は現時点における予定に基づくものであるため、今後変わることがあります。

2 受験資格

◎共 通

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた人
- (2) 採用後に神崎市内に居住することができる人

(3) 次の①から④までを満たす職務経歴・職務経験がある人

- ① 民間企業等における職務経験として、継続して1年以上就業した期間が平成30年10月31日現在で、直近8年（平成22年11月1日以降）中5年以上ある人とします。
- ② 職務経験の期間には会社員、自営業者等（アルバイト・パートタイム及び公務員を除く）とし、週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。
- ③ 職務経験が複数の場合は通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職務経歴に限ります。
- ④ 休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

(4) 次の各号に該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 神埼市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◎各試験区分

(1) 一般事務E

- ・日商簿記1級又は2級、もしくは同程度の資格を取得している人

(2) 一般事務F

- ・別表のいずれかの語学資格を取得し、保有している人

【別表】

対象資格等		資格基準
英 語	実用英語技能検定	準1級以上
	TOEIC	730点以上
	TOEFL(iBT)	80点以上
	IELTS	6.5以上
	国際連合公用語英語検定試験	A級以上
中 国 語	中国語検定試験	2級以上
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上

	漢語水平考試 (HSK)	筆記試験6級180点以上、 筆記試験5級180点以上、 口頭試験高級60点以上
韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
	韓国語能力試験	4級以上
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準1級以上
	DELF	B2
	TCF ※下段は欧州評議会設定レベル	4以上 (B2以上)

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

(3) 管理栄養士

- ・管理栄養士の資格を取得している人
- ・民間企業、社会福祉施設等における栄養管理・指導等に関する職務経験として、継続して1年以上就業した期間が平成30年10月31日現在で通算して5年以上ある人

【職務経験について】

「社会福祉施設等」には、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関などが該当します。

(4) 土木

- ・次の①又は②のいずれかを満たす人
 - ① 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、測量士のいずれかの資格を有する人
 - ② 公共土木工事（建設部門、農業土木部門、森林土木部門）の計画、設計、施工管理等の実務経験を有する人

(5) 建築

- ・1級建築士又は2級建築士の資格を有する人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、試験区分に関係なく第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者について行います。

(1) 第1次試験

ア 試験の方法

書類選考とし、受験申込時に提出していただく「職務経歴書」、「自己PRシート」により審査します。

※書類選考のため、試験会場はありません。

イ 第一次合格者発表

平成30年12月下旬に合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、本人に通知します。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1部試験と第2部試験を行い、両方とも受験する必要があります。いずれかのみを受験した場合は棄権とみなします。

ア 第1部試験

① 日時及び会場

平成31年1月6日（日）に神崎市役所で実施します。

会場及び時間は、第1次試験合格者に通知します。

※第1部試験は午前中で終了します。

② 試験の方法

作文試験	時間	60分
	内容	課題の理解力、表現力及び文章構成力等を総合的に評価する筆記試験（一般的課題を出題）
適性検査	時間	20分
	内容	職務遂行上必要な素質、適性の有無の検査（面接試験の参考資料として使用します。）
健康診断	内容	市職員として職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査（市が指定する健康診断書の提出を求めます。なお、検査料は個人負担となります。）

イ 第2部試験

① 日時及び会場

平成30年1月15（火）に神崎市役所で実施します。

会場及び時間は、第1次試験合格者に通知します。

② 試験の方法

面接試験	内容	市職員として適する人物かどうかを評価する個別面接
------	----	--------------------------

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

① 受験申込書、自己PRシートの記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことがあります。

② 採用後、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験資格に係る職務経験期間等が確認できない場合は、採用されません。

(4) 最終合格者発表

平成31年1月下旬に、合格者の受験番号を本市役所掲示板に掲示し、神崎市ホームページに掲載するほか、受験者全員に可否を通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、平成31年4月1日から原則として1年間とします。
なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 勤務条件

- (1) 給与
給料は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき、学歴、職歴等を勘案して決定します。例えば、年齢が30歳の者で、大学卒業後、民間企業（試験区分の業務）における職務経験が8年に達した者にあつては給料月額227,000円が支給基準となります。同様に35歳（職務経験が13年）の場合は254,800円が支給基準となります。
なお、給料のほか、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
※給与については、条例改正により変わる場合があります。

- (2) 勤務時間
原則として、午前8時30分から午後5時15分までで、休日は土曜日・日曜日、祝日及び年末・年始です。勤務時間及び休暇は、勤務場所によって異なる場合があります。

- (3) 休暇
年次有給休暇は、1年につき20日あり、20日間を限度として次年度に繰り越すことができます。そのほか夏季、結婚、産前産後休暇などの特別休暇や育児休業の制度があります。

6 福利厚生

- (1) 健康管理
定期健康診断を毎年実施するほか、産業医による健康相談を随時実施しています。
- (2) 共済組合
佐賀県市町村職員共済組合の組合員となり、医療保険と厚生年金（旧共済年金）に加入します。

人間ドック助成もあります。

7 職員研修

(1) 新規採用職員研修

市職員として必要な基本的知識や心構えを学びます。

(2) 基本研修

職務能力の向上や幅広い視野の養成のため、接遇、政策形成能力開発、公務員倫理などの基本的な研修を経験年数や役職に応じて階層別を実施しています。

(3) 専門研修

時代に即応した実践力のある職員を養成するため、政策立案、法律、条例・規則などの専門的知識や技能の研修を実施しています。

(4) 派遣研修

自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー等への国内派遣研修等を実施しています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込書及び試験案内

① 直接請求する方法

神埼市役所総務企画部総務課人事係（本庁2階）で配布します。
配布時間は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日除く）

② 郵送で請求する方法

受験申込書類を郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円（返信を速達で希望される場合は400円）切手を貼った「宛先明記」の返信用封筒（角型2号）を同封のうえ神埼市役所総務企画部総務課人事係に請求してください。

③ ホームページからのダウンロード

神埼市ホームページ(<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>)から、次のファイルをダウンロードできます。

受 験 申込書類	○神埼市職員(社会人経験者枠)採用試験案内 ○神埼市職員(社会人経験者枠)採用試験受験申込書（様式1） ○神埼市職員(社会人経験者枠)採用試験自己PRシート（様式2）
-------------	---

(2) 受験申込書類及び資格、免許の証明

【提出書類】

- ① 神崎市職員(社会人経験者枠)採用試験受験申込書(様式1) 1部
※職務経歴書を添付(必須)
- ② 神崎市職員(社会人経験者枠)採用試験自己PRシート(様式2) 1部
- ③ 試験区分又はそれ以外の資格、免許取得のある場合は、それを証明する書類の写し1部を必ず持参ください。郵送による場合は、同書類の写し1部を同封してください。

(3) 受付期間

平成30年12月3日(月)から平成30年12月19日(水)まで(土・日曜日を除く)午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、締切日の消印のあるものまで受け付けます。

※電子メールでの申し込みは、受け付けません。

(4) 受験番号通知の交付

受験番号通知は受付締切日以降に郵送しますが、平成30年12月28日(金)までに到着しない場合は、神崎市役所総務企画部総務課人事係へお問い合わせください。

9 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町神崎410番地

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係 (本庁2階)

TEL 0952-37-0100(直通)